

「球都桐生地域産業との融合事業補助金」 募集要項

1 目的

球都桐生プロジェクトの方針にもある「桐生市の価値向上と魅力発信」の取り組みとして、桐生市が保有する地域資源、地域資産を融合させることで、桐生全体の価値向上へつなげ、多面的に桐生市の魅力を発信することで「桐生ブランド」の全国への訴求を高める。

2 事業概要

- (1)事業名 球都桐生地域産業との融合事業
- (2)補助対象事業 (ア)球都桐生×地域産業によるモノづくりを通じて、桐生の地域産業を市外および県外へ発信し、桐生市の認知向上を目的とする事業
(イ)(ア)の事業の内、「桐生市ふるさと納税返礼品」の取扱いができる商品を開発する事業(桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要項及び「桐生市ふるさと納税返礼品」における地場産品基準の考え方について参照)
- (3)履行期間 交付決定日から令和6年7月5日(金)まで
- (4)補助額 (ア)新商品開発に係る経費、最大 300,000 円とする。
(イ)新商品開発に係る経費、最大 600,000 円とする。
- (5)募集事業者 (ア)4 事業者(予定)
(イ)3 事業者(予定)

3 事業者選定

球都桐生プロジェクト推進協議会(以下「協議会」という。)で応募書類を比較検討し、最適な補助事業者を選定する。

4 補助対象者

桐生市内に事業所を置く事業者もしくは桐生市の住民基本台帳に記録されている者で以下の要件を満たしていること。

- (1)地域産業や企業の特徴を活かし、球都桐生に関する魅力的な商品開発ができる事業者または者
- (2)ホームページや各種 SNS 等を活用し、積極的な PR 活動ができる事業者または者
- (3)市税等に滞納がない事業者または者
- (4)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の第 4 の規定に該当し

ていないこと。

- (5)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申し立て又は民事更生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (7)協議会と緊密なやり取りが可能であり、打合せ等に出席が可能であること。
- (8)電子メールでの情報交換及びファイル便等の対応が可能であること。

5 スケジュール

募集要項の配布	令和 6 年 3 月 18 日(月)から令和 6 年 4 月 12 日(金)
応募期間	令和 6 年 4 月 15 日(月)から令和 6 年 4 月 26 日(金)
審査会	令和 6 年 5 月上旬を予定
結果通知	令和 6 年 5 月上旬を予定
事業完了	令和 6 年 7 月 5 日(金)

6 応募方法

(1)応募受付

令和 6 年 4 月 15 日(月)から令和 6 年 4 月 26 日(金)までの開庁日時にスポーツ・文化振興課に応募書類を提出する。

※応募は郵送可としますが、令和 6 年 4 月 26 日(金)必着とする。

(2)応募書類

①参加申込書(様式 1)

②企画提案書(様式 2)

- ・様式 2 を表紙に添付すること。
- ・企画提案書は様式 2 を除く 15 ページ以内の A4 版とする。(様式任意)
- ・商品名等を明記したうえで、商品の特徴を明確にするとともに本事業を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。

③業務実施体制(様式 3)

④開発・制作スケジュール(任意様式)

⑤概算見積書(見積書に詳細な「積算内訳」を記載)

⑥会社概要(法人の場合は、「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」、個人事業者の場合は、税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出の写しにより市内所在等が確認できる書類を添付)

(3)提出部数

正本 1 部・副本 7 部

(応募書類は 1 部ずつ上記の順番どおりにまとめてファイルに綴じて提出)

(4)提出先

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号
桐生市役所 市民生活部 スポーツ・文化振興課 スポーツ振興担当
Tel 0277-46-1111(内線 658・659)
Fax 0277-43-1001
Mail supotsubunka@city.kiryu.lg.jp

7 審査方法等

(1)審査方法

球都桐生プロジェクト推進協議会で提出された応募書類を審査し、評価を行う。

(2)日 時

令和6年5月上旬予定

(3)評価内容

以下の項目から総合的に評価選定する。

- ①企画内容
- ②実施体制
- ③開発・制作スケジュール
- ④概算見積書

8 補助事業者の決定及び通知・公表

審査を実施した全応募者に対し、書面(普通郵便)にて通知する。審査内容に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

9 事業実施について

補助事業者は、補助事業者の決定通知を受理したら球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付要綱第4条に基づき、申請書を提出する。

また、その際には、協議会と補助事業者が提案した内容を再度精査し、協議のうえ事業を実施する。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は決定を取り下げる。なお、この場合は次の順位の者と協議するものとする。

- (1)「4 補助対象者」の要件を満たさなくなった場合
- (2)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3)選考の公平性を害する行為があった場合
- (4)前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、協議会が失格であると認めたとき。

10 補助金の交付について

球都桐生プロジェクト推進協議会事業補助金交付要綱に基づき交付する。
ただし、交付の回数については、協議会と協議できるものとする。

11 その他

- ・当企画提案に要する費用は、各応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案資料は返還しない。ただし、企画提案の意匠は提出した者に帰属する。
- ・本事業に係る情報公開請求があった場合は、桐生市情報公開条例(平成 27 年 9 月 25 日桐生市条例第 29 号)に準じて提案書を公開する場合がある。
- ・応募書類の提出は 1 事業者につき 1 提案までとする。
- ・応募書類を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- ・補助事業により取得し、または効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)は、補助事業の財産とし、補助事業者は補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助事業の目的に沿って効率的運営に努めなければならない。
- ・補助事業者は、取得財産等について法令等に定める耐用年数の経過以前において処分し、もしくは補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

12 問い合わせ

〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号
桐生市役所 市民生活部 スポーツ・文化振興課 スポーツ振興担当
Tel 0277-46-1111(内線 658・659)
Fax 0277-43-1001
Mail supotsubunka@city.kiryu.lg.jp